

認定 PCR の引用及び検証済み CFP データの利用について(第二版)

平成23年8月8日

カーボンフットプリント制度試行事業事務局

本年1月から2月に開催された「カーボンフットプリント・ルール検討委員会」において、認定 PCR の引用等及び検証済み CFP データの利用に関する検討が行われ、その具体的な適用方法が取りまとめられました。今後、新たな PCR 認定及び CFP 検証を行う際には、本ルールに従って認定 PCR の引用等及び検証済み CFP データの利用を行って下さい。

なお、このルールは、試行事業を通じてより適切なものへと変更をしていくものである旨、ご留意下さい。

1. PCR 策定時に他の認定 PCR を引用する場合

①引用方法

- ・ PCR を引用する場合は、引用部分が明確になるように引用すること。
- ・ 「中間財 PCR」として認定された PCR をすべて引用する場合は、そのまま引用することができる。ただし、中間財 PCR であっても、一部分のみを引用する場合には、引用するライフサイクル段階やプロセスを特定する必要がある。
- ・ 「最終財 PCR」として認定された PCR の一部のライフサイクル段階やプロセスを引用する場合は、引用する部分を特定して引用すること。(例:「野菜および果実」の PCR を、他の食品の PCR の原材料データ収集において、引用 PCR として適用するケースでは、「野菜および果実」PCR のライフサイクル段階またはプロセスを特定し、当該 PCR に記載する)。

②基本的な引用ルール

- ・ 引用 PCR がある場合には、PCR フォーマット「3.引用規格および PCR」欄に記載する。
 - 引用 PCR は、認定 PCR 番号を特定せず、認定 PCR の名称を記載する(CFP 検証時には、原則として最新のものを適用する)。
 - ①のように、引用する部分が一部の場合は、引用した部分を特定すること。
 - 他の PCR が引用可能なライフサイクル段階やプロセスについて、ライフサイクル全体に対する寄与度が低い場合や、算定事業者が一次データ収集を入手することが困難な場合については、引用 PCR を用いた一次データの収集を行う代わりに、二次データを利用することができる。
 - 既存の PCR が存在し、それを引用しない場合は、PCR 認定時に正当化されなければならない。
- ・ 引用 PCR を用いてデータ収集するプロセスについては、引用 PCR にもとづきデータ収集を行うことを明記する。

2. 引用 PCR を含む PCR に基づいた CFP の算定・検証

①引用PCRの特定

- ・ 引用 PCR を含む PCR に基づいて CFP を算定する際には、適用した引用 PCR の認定 PCR 番号を明確にする。

3. 検証済み CFP データを引用した CFP 算定

①検証済み CFP データの引用

- ・ ライフサイクルの中で、CFP 検証済みの製品又は中間財を使用している場合には、その検証済み CFP データをそのまま引用することができる。
 - 類似製品の場合は引用できない(同一製品でなければ引用はできない)。
 - これは一次データ収集と同等と考えられるため、一次データとして扱うこともできる。
 - 以上に関する妥当性の判断は、検証員及び検証パネルに委ねる。
- ・ なお、ある製品の検証済み CFP データが公表されているものの、それが最新版の PCR に基づいたものではない場合は、それを引用することは認められない。ただし、対象となる最新版の PCR と旧版 PCR の差違が、検証済み CFP データに影響を与えないもの(例えば、他製品の追加や、表示に関する要求事項の変更などの場合)であれば、当該 CFP データを引用することができる。この際、最新版と旧版の PCR の差違などについての判断は、検証員及び CFP 検証パネルの判断に委ねる。

【改訂履歴】

(制定) 第一版 : 平成23年3月10日

(改訂) 第二版 : 平成23年8月8日